

第20号議案

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例設定について

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間</p>

<p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者 にあつては、相談援助業務に従事した 期間</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者 にあつては、社会福祉事業に従事した 期間</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。